

【別表】

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教育に係る費用	カラー帽子、体操服(3～5歳児)、 クレパス、のり、はさみ、 鍵盤ハーモニカ吹き口、どうぐ箱、 絵の具	実費

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

(1) 1号認定子どもに係る延長(一時預かり)保育利用者負担金

項 目	日 額
7時00分から 8時30分	100円
(土曜日のみ) 8時30分から 13時30分	300円
13時30分から16時00分	300円
16時00分から18時00分	100円
18時を超過した場合	500円

(2) 2号、3号認定子どもに係る延長保育利用者負担金

(ア) 保育標準時間認定に係る延長保育料

項 目	日 額
18時00分から18時30分	200円
18時30分から19時00分	100円
19時を超過した場合	500円

(イ) 保育短時間認定に係る延長保育料

項 目	日 額
7時00分から 8時00分	100円
16時00分から18時00分	100円
18時を超過した場合	200円
18時30分を超過した場合	100円

(3) 給食費

1号認定こども (主食費＋副食費)		一月あたり	3,800
		欠席期間が 10 日以上 15 日未満の場合	1,800
		欠席期間が 15 日以上の場合	1,000
2号認定こども (3～5歳児)	主食費	一月あたり	1,500
		欠席期間が 10 日以上 15 日未満の場合	1,000
		欠席期間が 15 日以上の場合	500
	副食費	一月あたり	4,900
		欠席期間が 10 日以上 15 日未満の場合	3,000
		欠席期間が 15 日以上の場合	1,500

※ 給食費の減算

- ① 里帰り出産などで 10 日以上連続して長期欠席する場合は、給食費を減算。ただし、長期欠席する前日までに所定の様式の欠席届を提出。
- ② 緊急入院等で長期欠席する場合は、ひとまず電話連絡し、後日欠席届を提出。

3 利用定員を超えて申し込みがあった場合の選考基準

優先順位	選 考 基 準
1	兄弟姉妹が当園に入園している
2	家庭環境によるもの ※ひとり親家庭 ※養育者の疾病（育児ノイローゼ等） ※虐待の疑い
3	当園の一時預かり保育事業を、入園を希望する年度の前の年度に 10 日以上利用した実績があるもの

※その他のものは、抽選による。

（抽選方法・・・園長、教頭、利用希望対象者立会いのもと、くじ引きを行う）